

## ◎災害対策基本法の一部を改正する法

### 律

(平成二六年一月二二日法律第一一四号)

#### 一、提案理由(平成二六年一月二四日・衆議院災害対策特別委員会)

○山谷国務大臣 ただいま議題となりました災害対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、首都直下地震を初めとする大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防、救助活動等の災害応急対策に支障が生じるおそれがあることから、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者がみずから緊急通行車両の通行の妨害となる車両を移動すること等について、法制化を図ることを目的とするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、道路管理者による車両の移動等についてであります。

す。

道路管理者は、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両の占有者等に対し、車両を付近の道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることができることとしております。また、命令の相手方が現場にいないために車両の移動等の措置をとることができないとき等は、道路管理者は、みずから当該措置をとることができることとしております。この場合において、やむを得ない限度において車両の破損や土地の一時使用等ができることとし、これにより通常発生すべき損失を補償しなければならないこととしております。

第二に、国土交通大臣及び都道府県知事による指示についてであります。

国土交通大臣は道路管理者である都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、車両の移動等の措置をとるべきことを指示することができることとしております。

第三に、都道府県公安委員会による要請についてであります。

都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、通行禁止等を行うおうとする道路の区間において、車両の移動等の措置をとるべ

きことを要請することができることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院災害対策特別委員長報告

(平成二六年一月四日)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、首都直下地震などの大規模地震や大雪等の災害時を想定し、緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者による放置車両対策を強化しようとするもので、その主な内容は、道路管理者は、災害時に区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対し移動等を命令できること、

運転者の不在時等は、道路管理者がみずから車両の移動等ができることとし、その際はやむを得ない限度での破損や土地の一時使用等を容認するとともに、必要な損失補償の規定を整備

災害対策基本法の一部を改正する法律

すること、

道路管理者間、関係機関の連携、調整が図られるよう措置すること

等であります。

本案は、去る十月十四日に提出され、二十三日に本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十四日に山谷防災担当大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日に質疑を行い、同日質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一〇月三二日)

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行が確保されるよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講ずること。

- 二 災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。
- 三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅捷化を図られるよう適切な措置を講じること。

### 三、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二六年一月一四日)

○秋野公造君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大規模地震、大雪等の災害時には、道路上に大量の放置車両等が発生し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあることから、緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出の経緯と内容及び国民への周知、放置車両対策に必要な人員及び資機材の確保、車両の移動等を行う際の損失補償の在り方等について質疑が行わ

れましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二六年一月二二日)

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行の確保等がなされるよう、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。
- 二 本法の趣旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図るとともに、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。
- 三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への

損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化が図られるよう適切な措置を講じること。

四 災害時における発災直後から復興段階に至る一連の過程において、メンタルヘルスを含む医療体制の充実が犠牲者や被害者の拡大防止を図る上で重要であることに鑑み、災害対策基本法において各自治体が策定する「地域防災計画」に定める事項として「医療」の例示を検討すること。  
右決議する。